

審査基準表

【令和5年度宮崎県消費生活センターテレビCM放映等業務委託】

審査項目		審査内容	配点
個別項目	テレビCMの放映	放映時間帯や放映時期が高齢者や若者の視聴に適した時間帯となっているか。	20
		30秒換算での回数やタイムランク結果はどうか。	10
		パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。	5
	ラジオCMの放送	放送時間帯や放送時期が視聴に適した時間構成となっているか。	10
		放送回数が120回を超えた提案となっているか。	5
		パブリシティによる啓発を積極的に行っているか。	5
	消費者教育を推進する取組	①パーソナリティの選任、高校生が興味を持って聞ける企画内容となっているか。	10
		②高齢者が注意すべき話題性のある4つの内容で構成されているか。	20
	消費者セミナーの開催	消費者のニーズに合ったテーマや人選が行われているか。	15
		セミナーの全体構成や集客計画等は妥当か。	10
	シネアド広告を活用した取組	集客が期待できる映画館・映画の選定となっているか。	15
		シネアド広告を行う期間・回数等はどうか。	10
SNSを活用した取組	幅広いネット媒体を活用し、効果が期待できるか。	10	
全体項目	全体構成	本事業の趣旨を理解した上で、全体の企画構成のバランスは良いか。	15
		事業を実施することで、県民への情報の波及効果が期待できるか。	15
	運営体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	10
	経済性	提案に対しての経費は妥当か。また、節減が図られているか。	10
	実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5
合計			200

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点である840点以上になった者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である840点（満点1400点の6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案